

2024 年度各省庁への規制制度改革要望に関する成果（物流委員会）

政策業務第二グループ

物流委員会では、同委員会の核となる活動として、各省庁への規制制度改革要望を継続して実施しております。毎年度、貿易手続きの実務面から物流全般にわたる法制度と運用の実効性向上の観点からまで、物流委員会の参加会社から意見をいただき、日本貿易会の要望・提言として取り纏め、関係省庁に提出しております。各省庁にてご検討いただいた後、担当部局のご担当者と商社の実務担当者にて、具体的な事例等を挙げながら実現に向けた意見交換を行なっております。

2024 年度も、商社の実務面の課題解決に向け、手続きの電子化・効率化、制度運用の改善等に関して新たに計 16 項目を取り纏め、過年度に要望した継続項目を含めて約 50 項目を財務省他各省庁へ提出しました。これらの要望について、10 月から 2 月に至るまで関係省庁（財務省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、外務省、公正取引委員会）と計 8 回の意見交換（メール回答含む）を実施してまいりました。意見交換にて当会の要望趣旨をご説明し、各省庁様にご尽力いただきました結果、下記の 4 項目が実現しました。

★植物防疫法に係る委任状の提出（農林水産省）

通関業法上の委任状に、植物検疫に係る業務も委任することが明記されている場合、通関業法上の委任状の写しを植物検疫の委任状として取り扱うこととするよう、運用を変更。また、輸入業者が各植物防疫所において本取扱いが可能であることが確認出来るよう、植物防疫所ウェブサイト上に同運用変更につき掲載。

【植物防疫所ウェブサイト】 [よくあるご質問（輸入編）：植物防疫所](#)

★複数港揚げによる分割通関の場合の EPA 原産地証明書の「原本」取り回しの廃止（財務省）

9 月 2 日より、原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量確認手続きにつき、NACCS の汎用申請を利用して電子的に実施出来るよう制度を改正。

【税関ウェブサイト】 [【お知らせ】原産地証明書に記載されている貨物を分割して輸入申告する場合の通関数量の確認手続きの電子化について](#)：税関 [Japan Customs](#)

★輸入事後調査結果報道発表での個別非違事例の多様化（財務省）

税関の事後調査等のウェブサイト内に掲載する輸入事後調査による非違事例について、より多様かつ詳細な事例を掲載。

【税関ウェブサイト】 <https://www.customs.go.jp/shiryo/jigochousahii.pdf>

★原産地事前教示における確認要件の見直し（財務省）

原産地の事前教示照会を行う場合、輸入貨物の原料に係る原産性を原料生産者まで遡って証憑を求められるケースがあるため、事前教示照会時の疎明資料は必要最低限のものとするよう税関へ周知（但し、対象貨物や様々な具体的な状況を踏まえた上で個々の事案に応じた判断となる）。

（物流委員会）

以 上

【本件担当・問い合わせ先】
一般社団法人日本貿易会
政策業務第二グループ